

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、陸上自衛隊富士学校組織規則を次のように定める。

昭和30年12月26日

防衛庁長官 船田 中

## 陸上自衛隊富士学校組織規則

改正 昭和35年7月20日隊訓第25号 昭和36年2月20日庁訓第7号  
昭和36年9月20日隊訓第20号 昭和38年7月5日隊訓第12号  
昭和50年2月13日隊訓第2号 昭和50年11月29日隊訓第26号  
昭和53年1月13日庁訓第1号 平成2年10月1日庁訓第38号  
平成4年3月26日隊訓第7号 平成5年3月29日隊訓第10号  
平成13年3月26日隊訓第13号 平成14年3月26日隊訓第36号  
平成19年1月5日庁訓第1号 平成20年3月25日省訓第12号  
平成30年3月2日省訓第6号

（校長）

第1条 陸上自衛隊富士学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将をもって充てる。

（副校長）

第2条 学校に、副校長1人を置く。

（内部組織）

第3条 学校に、次の5部及び諸職種協同センターを置く。

総務部

管理部

普通科部

特科部

機甲科部

（総務部の分課）

第4条 総務部に、次の6課を置く。

総務課

企画課

人事課

学生課

厚生課  
会計課  
(総務課)

第5条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の受領、送達、編集及び保管に関する事。
- (3) 記録及び統計に関する事（他の部の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 出版物及び衛生器材に関する事。
- (5) 秘密の保全に関する事。
- (6) 警備及び消防に関する事。
- (7) 調査に関する事。
- (8) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関する事。
- (9) 健康管理及び防疫に関する事。
- (10) 印刷に関する事（教材課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、他部、諸職種協同センター及び部内の他課の所掌に属しない事項に関する事。

(企画課)

第6条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関する事。
- (2) 組織、定員及び定数に関する事。
- (3) 業務の能率的運営及び業務改善に関する事。

(人事課)

第7条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事に関する事。
- (2) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関する事。

(学生課)

第8条 学生課においては、学生の規律の維持及び内務の統一に関する事務をつかさどる。

(厚生課)

第9条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 福利厚生に関する事。
- (2) 共済組合に関する事。
- (3) 厚生用品に関する事。
- (4) 隊員の宿舎に関する事。

(会計課)

第10条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算及び決算に関する事。
- (2) 支払及び収入の会計事務に関する事。
- (3) 物品及び役務の調達その他の契約に関する事。

(4) 旅費及び金銭給与に関すること。

(5) 債権管理に関すること。

(管理部の分課)

第11条 管理部に、次の5課を置く。

管理課

営繕課

輸送課

教材課

演習場管理課

(管理課)

第12条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 物品に関すること(総務課、厚生課、営繕課、教材課、研究課及び総合研究課の所掌に属するものを除く)。

(2) 給養に関すること。

(3) 役務の調達計画及び管理に関すること(輸送課の所掌に属するものを除く)。

(4) 通信の運用に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、他部、諸職種協同センター及び部内の他課の所掌に属しない管理業務に関すること。

(営繕課)

第13条 営繕課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 施設器材に関すること。

(2) 施設の維持及び管理に関すること(演習場管理課の所掌に属するものを除く)。

第14条及び第15条 削除

(輸送課)

第16条 輸送課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 車両の運用に関すること。

(2) 輸送の計画及び実施に関すること。

(3) 輸送役務の調達計画及び管理に関すること。

(教材課)

第17条 教材課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。

(2) 調査研究に必要な資料の印刷に関すること。

(演習場管理課)

第18条 演習場管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 演習場の維持及び管理並びに使用に関すること。

(2) 不発弾の処理に関すること。

(普通科部)

第19条 普通科部においては、次の事務をつかさどる。

(1) 学生に対する普通科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練に関すること。

- (2) 普通科部隊の運用等に関する調査研究に関すること。
- (3) 第25条の2第1号及び第2号に規定する教育訓練の実施（普通科に係るものに限る。）に関すること。

(特科部)

第20条 特科部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生に対する特科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練に関すること。
- (2) 特科部隊の運用等に関する調査研究に関すること。
- (3) 第25条の2第1号及び第2号に規定する教育訓練の実施（特科に係るものに限る。）に関すること。

(機甲科部)

第21条 機甲科部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生に対する機甲科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練に関すること。
- (2) 機甲科部隊の運用等に関する調査研究に関すること。
- (3) 第25条の2第1号及び第2号に規定する教育訓練の実施（機甲科に係るものに限る。）に関すること。

(普通科部及び機甲科部の分課)

第22条 普通科部及び機甲科部に、それぞれ次の2課を置く。

教育課

研究課

(特科部の分課)

第22条の2 特科部に、次の2課及び1室を置く。

教育課

研究課

訓練評価室

(教育課)

第23条 教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 学生の教育訓練の計画及び実施に関すること。
- (3) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。

(研究課)

第24条 研究課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調査研究の計画及び実施に関すること。
- (2) 調査研究に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 調査研究に必要な資料（教材課の所掌に属するものを除く。）及び資材に関すること。

(訓練評価室)

第24条の2 訓練評価室においては、地对艦ミサイル部隊の訓練の評価の支援に関する事務をつかさどる。

(諸職種協同センターの分課)

第25条 諸職種協同センターに、次の2課を置く。

計画課

総合研究課

(計画課)

第25条の2 計画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生に対する普通科部隊又は機甲科部隊を基幹とする諸職種協同部隊に関する教育訓練の計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、学生に対する普通科部隊、特科部隊及び機甲科部隊の相互協同に関する教育訓練の計画に関すること。
- (3) 教育訓練及び調査研究の成果の管理等に関すること。

(総合研究課)

第25条の3 総合研究課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 普通科部隊又は機甲科部隊を基幹とする諸職種協同部隊に関する調査研究に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、普通科部隊、特科部隊及び機甲科部隊の相互協同に関する調査研究に関すること。
- (3) 学生に対する普通科、特科及び機甲科以外の職種に関する事項の教育訓練に関すること。

(部長、諸職種協同センター長、課長及び訓練評価室長)

第26条 部に部長、諸職種協同センターに諸職種協同センター長、課に課長、訓練評価室に訓練評価室長を置く。

- 2 部長又は諸職種協同センター長は、校長の命を受け、それぞれ部務又は諸職種共同センターの事務を掌理する。
- 3 部の課長は、部長の命を受け、諸職種協同センターの課長は、諸職種協同センター長の命を受け、それぞれ課務を掌理する。
- 4 訓練評価室長は、特科部長の命を受け、訓練評価室の室務を掌理する。

(副部長)

第27条 普通科部、特科部及び機甲科部に、それぞれ副部長1人を置く。

- 2 副部長は、部長を助け、部務を整理する。

(主任教官)

第27条の2 普通科部教育課、特科部教育課及び機甲科部教育課に、それぞれ主任教官2人を置く。

- 2 主任教官は、教育課長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

第28条 削除

(学校教官)

第29条 学校に、学校教官を置く。

- 2 学校教官は、普通科部の教育課長、特科部の教育課長又は機甲科部の教育課長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(研究員)

第30条 学校に、研究員を置く。

2 研究員は、普通科部の研究課長、特科部の研究課長、機甲科部の研究課長又は諸職種協同センターの総合研究課長の命を受け、調査研究に従事する。

(委任規定)

第31条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し、必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和31年1月25日から施行する。

2 陸上自衛隊富士学校組織規程（昭和29年陸上自衛隊訓令第17号）は、廃止する。

附 則（昭和35年7月20日陸上自衛隊訓令第25号）

この訓令は、昭和35年8月12日から施行する。

附 則（昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和36年9月20日陸上自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。

附 則（昭和38年7月5日陸上自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和38年8月15日から施行する。

附 則（昭和50年2月13日陸上自衛隊訓令第2号）

この訓令は、昭和50年3月26日から施行する。

附 則（昭和50年11月29日陸上自衛隊訓令第26号）

この訓令は、昭和50年12月16日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（平成2年10月1日防衛庁訓令第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成4年3月26日陸上自衛隊訓令第7号）

この訓令は、平成4年3月27日から施行する。

附 則（平成5年3月29日陸上自衛隊訓令第10号）

この訓令は、平成5年3月30日から施行する。

附 則（平成13年3月26日陸上自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成14年3月26日陸上自衛隊訓令第36号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成30年3月2日防衛省訓令第6号）

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。